

個票 海2(1)①2-1 海2(2)①2-1

(2010年作成)

配慮の視点 項目	種の多様性への配慮	配慮 項目	野生生物の保護・保全
			野生生物の生息・生育環境の保全・創出
配慮事項	希少種の保全 多様な緑地などの保全・創出		
配慮事例	希少植物の生育環境や生活史などを踏まえた生育環境の保全・復元・創出及び移植方法の検討 地域植生に着目した海浜植生の保全		
内 容	<p>●希少植物の生育環境や生活史などや海浜植生の立地特性を踏まえた保全・復元・創出・移植方法などの検討</p> <p>【解説】</p> <p>事業により貴重な植物の生育地が消失するおそれがある場合、消失の回避を最優先としますが、貴重な植物の生育地への影響が回避できない場合、影響が最小となるよう努めます。代替となる生育地を確保する場合は、対象となる植物の生態を十分に把握し、生育環境として適切な場所の選定や整備に努めることが希少植物や海浜植生の保全につながります。</p> <p>【具体的な工法・配慮事項】</p> <p>●複数の路線や場所、基本構造の検討</p> <p>① 生物多様性配慮の進め方に則り、計画段階では、複数案について環境への影響を比較検討し、影響の回避・低減に努めます。</p> <p>●希少植物や海浜植物の生育地などの消滅を極力避けた計画策定</p> <p>① 事業による希少植物や海浜植物の生育地への影響を把握するためには、事業計画図、植物の分布図、生育環境を同一平面図上に表すことが必要です。地理情報システム(GIS)は、複数の図面を重ね合わせたり、重なった部分の面積を求めたりすることができ、複数案の影響を比較するのに有効です。</p> <p>② 野生植物の生育場所、影響が考えられる周辺環境の保全に努めます。</p> <p>●希少植物の移植</p> <p>① 希少植物を移植する場合は、対象となる植物の生育地として適切な場所を確保します。その際、対象となる植物がすでに生育している場合は、環境収容力が限界であることが多いため、移植場所としては適さないことを考慮します。</p> <p>② 適切な場所が確保できない場合、生育環境を整備する必要があります。整備された場所が生育環境として適切に機能することを確認した後、植物の移植を行います。</p> <p>③ 代替生育地が適切に機能することを確認するまで、必要に応じて仮移植地などで希少植物の管理を適切に実施します。</p>		

●海浜植生の植栽

- ① 新規に造成する人工海浜に可能な限り海浜植物を植栽し、自然に広がるようにします。
- ② 植栽する種は、遺伝子の攪乱を避けるために、近隣の海岸の植物の種子や苗を使用するなど、慎重な選定が必要です。
- ③ 既存の人工海浜では、一定以上の海浜面積の確保、さらに、利用の制限を行い、現状維持に努めることができます。
- ④ 既存の人工海浜では、時間経過による回復が期待できるものの、種の多様性が期待できないので、植栽による増殖が必要です。

【事例】



出典:2・3

【場所】

兵庫県淡路島 西淡海岸（湊登立地区）
【環境配慮の内容と方法、工法】

- ・ 西淡海岸において実施している護岸補修工事の影響範囲内に兵庫県版レッドデータブックでBランクに指定されているスナビキソウが確認された。
- ・ 保全対策を検討した結果、近隣の南あわじ市所有地に一部を移植した上で施工することとした。
- ・ 生育環境を整えるため、工事完了後に移植した場所周辺の清掃と雑草除去作業を実施した。

留意点	<ul style="list-style-type: none">・影響が懸念される場合や代替生育地に移植を検討する場合は、専門家の意見を聞き、影響の低減方策や移植方法などを検討します。
-----	--

参考資料	<ol style="list-style-type: none">1 「環境配慮ガイドライン－広島県環境配慮推進要綱の手引き－」広島県2 「希少植物の保全を考慮した護岸補修工事の推進」淡路県民局県土整備部 洲本土木事務所記者発表資料3 「西淡・南淡海岸護岸工事に伴う生態系保全検討報告書」特定非営利活動 法人ネイチャー・アソシエーション
------	---